

## 役員及び評議員の報酬等に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人別府福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
  - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 該当なし
- (2) 賞与 該当なし
- (3) 退職慰労金 該当なし

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつて）は、その口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める役員及び評議員の旅費等に関する規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 該当なし

(端数の処理)

第8条 該当なし

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。(注) 改正法附則第20条参照

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
常務理事	無報酬
理事	無報酬

別表第2（常勤の理事の賞与）

該当なし

別表第3（常勤の理事の退職金算定式）

該当なし

別表第4（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

業務内容	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

（2）監事

業務内容	日 額
監事監査等への出席	有資格) 20,000円 上記以外) 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第5

業務内容	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

## 役員及び評議員の旅費等に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人別府福祉会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関する規程第6条の規定に基づき、役員及び評議員の旅費等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程の実施に関し、必要な事項は、社会福祉法人別府福祉会旅費規程を準用する。

### (旅費等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及手数料等の経費等の費用に関して、実費相当額を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、旅費は支給しない。

### (旅費等の額)

第4条 実費相当額を求める基準額は、別表第1に定める額とする。

### (旅費等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する旅費等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあった都度、支給する。

- 2 旅費等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつて）は、その口座に振り込むことができる。
- 3 旅費等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

### (補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年7月1日より施行する。（注）改正法附則第20条参照

別表第1 (基準額)

区分	基準の額
車等	2 km ~ 5 km 100 円
鉄道	区間内往復額
バス	区間内往復額